

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第93号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表山科福祉事務所及び右京福祉事務所の項中「及び右京福祉事務所」を削り、同表南福祉事務所の項中「保護第六係長」を削り、同項の次に次の1項を加える。

右京福祉事務所	健康福祉部	健康長寿推進課	地域支援係長 健康長寿推進係長 高齢介護保険係長
		障害保健福祉課	障害難病支援係長
		生活福祉課	管理係長 保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長 保護第六係長
	子どもはぐくみ室	子どもはぐくみ課長	子育て推進係長 子育て相談係長

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)